

## 序文

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学学術フロンティア推進事業「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」, サイバー法研究会, 法情報学研究会 公開日: 2015-10-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 夏井, 高人 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/17604">http://hdl.handle.net/10291/17604</a>

## 序 文

夏井高人  
明治大学法学部教授

SHIP プロジェクトは、XML を基盤技術とする社会科学系データベースのプラットフォームを研究・構築する研究プロジェクトです。SHIP プロジェクトの活動は、明治大学からの研究費及び文部科学省からの補助金によって運営されています。

SHIP プロジェクトでは、実証システムとして法情報システムの開発を進めています。現在、明治時代の大審院判決のデータ蓄積がほぼ完了し、その一部を公開用に加工した上で、今年からモニタによる評価実験を開始する予定です。また、いくつかの法律について、最初の法律条文から最新の改正法までの法律条文までをデータ化し、自動的に特定の時点において有効な法律条文を検索・表示するシステムを開発中です。この2つのシステムを結合することにより、特定の判決について、その判決が言い渡された時点で有効な法律条文のリンクを形成することが可能になります。最近では特に法令の改廃が著しく、年に何回も改正される法律があります。特定の時点で有効な法律を自動的に検索するシステムを構築する上で、XML 技術は、非常に有用なものといえます。

XML は、SGML の発展型として開発された記述言語です。SGML は、図書館における書誌情報検索システムや法律情報データベースの構築のために特に適した記述言語だと言われています。オーストラリアのタスマニア州では、SIM 社が開発した SGML を基盤とする立法情報システムによる立法作業の支援と法律情報の公開がなされています。

SHIP プロジェクトでは、上記のシステム開発を進める一方で、法情報システムを構築する上で検討しなければならない様々な法律問題や技術的課題を継続的に検討してきました。その成果の一部は、Web 上で検索可能なドキュメントとして公開されています。また、広く内外の研究者、法律実務家、政府担当者、企業担当者等を交えて、世界的に見ても希少な真の共同研究としての研究報告と討論をしてきました。SHIP プロジェクトのシンポジウムは、そのための最も重要な公開の場です。

SHIP プロジェクトの第1回及び第2回シンポジウム（1999年開催）では、主として法的な課題を中心に検討し、討論しました。SHIP プロジェクトの第3回シンポジウム（2000年開催）では、商用の法律情報データベースを中心に、法情報データベースの社会的役割について検討し、討論しました。SHIP プロジェクトの第4回シンポジウム（2001年開催）では、学術用の法情報データベースを中心に、法情報データベースの社会的役割について検討し、討論しました。

そして、2002年に開催された SHIP プロジェクトの第5回共同シンポジウムでは、関係各位のご協力の下で、政府機関の法情報データベースの社会的役割について検討し、討論いたしました。今回のシンポジウムのために、アメリカ合衆国、オーストラリアそして日本において可能な最も優れた講演者と討論者をシンポジウムにお招きしました。我々 SHIP プロジェクトのメンバーからも最新の研究成果の報告がありました。

ところで、商用、学術用そして政府機関の各法情報データベースは、それぞれの存在目

的が異なります。場合によっては、利害が対立することもあるでしょう。例えば、政府機関や学術系の法情報データベースが無償で情報提供を進めると、商用データベースの経営を圧迫してしまうことは否定できません。また、オリジナルの法律条文は政府や議会のみが保有していますし、オリジナルの判決文は裁判所のみが保有しているので、商用のデータベースや学術用のデータベースは、常にオリジナルのデータを加工した 2 次的なデータの提供しかできないという宿命を負っています。これに対し、政府系のデータベースや学術用のデータベースは、予算の関係もあって、一般市民にとっても容易に利用できるようなきめ細かなサービスを提供することは困難です。また、政府や裁判所のデータベースは、すべての国民に対して公平で中立的でなければならないという性格上、判決や法律についてのコメント、評価、説明文、関連資料へのリンク等を付したものとして法律情報の提供をすることが難しい場合があります。

したがって、これら様々な相互に異なる立場で存在するデータベースの相互協力が必要になることもあります。また、それぞれの社会的役割をきちんと認識・理解したシステム構築やサービス提供をすることが重要となってきます。

他方で、タスマニア州のように、SGML で開発されたシステムが実装・運用されているところもありますが、多くの国々では HTML をベースとする情報提供システムの実装・運用にとどまっているのが現状です。新たな技術を応用して、よりよいシステムを構築・運用するための技術的課題についてもまだまだ検討しなければならないことが残されています。

そして、著作物の教育利用における著作権法の適用除外の問題、法情報システムに関連する特許の問題、判決文中のプライバシー情報の取り扱いの問題、法情報を提供するサービス主体のプロバイダとしての法的責任の問題、提供される法情報の正確性や品質の保証とこれに関連する法的責任の問題等を含め、法情報データベースの構築とその利用に関連する法律問題についても、その多くがいまだ未解決の問題として私たちの前に立ちまわっています。

これらの問題については、まだ明確な答えが出ていないものが少なくありません。いわば試行錯誤の段階にあると言えます。しかし、我々のシンポジウムでの検討や討論を通じて問題の所在が明らかとなり、その解決のための方向性が見えてきた問題も数多くあります。

人類にとってのよりよい未来をめざし、市民の法情報へアクセスする権利を可能な限り保証する社会を実現するために、今回のシンポジウムが更に大きな役割を果たすことができるようにしたいと思います。

なお、このレビューは、Web 上でも公開されています。

<http://ship.mind.meiji.ac.jp/ship/frame.html>